

彩鳴(さいこ)規約

第1条 名称

この団体は「彩鳴(さいこ)」とする

第2条 所在地

この団体を次の所在地(代表者住所)に置く

泉佐野市日根野 2713-10

第3条 目的

この団体は「よさこい鳴子踊り」を通して子供から大人まで健全な心と体を育み、楽しく踊ることを目的とする

第4条 構成員

この団体の構成員は本規約に合意する小学生以上の入会したもので組織する

第5条 役員

この団体は次の役員をおく

- ・代表(1名)
- ・副代表(1名)
- ・会計(1名)
- ・踊り子統括(数名)
- ・スタッフ(数名)

第6条 運営

第1項 役員を選出と解任

1. 役員は会員の中より選出する
2. 選出解任は、運営会議参加者の過半数の賛成をもって選出解任をする

第2項 期間

1. 4月～3月の1年間とする

第3項 運営会議

1. 月1回運営会議を行う
2. 運営会議で決定したことは、随時会員に知らせる

第7条 財務

活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、定期に代表者の閲覧をうけるものとする

第8条 活動

第1項 拠点

1. 練習は主に日根野小学校体育館で行う

第2項 踊り練習会

1. 月4回程度の練習会を行う
2. イベントなどある場合は随時行う

第9条 会員

第1項 資格

1. 本規約に合意する小学生以上の者とする
2. 未成年者は保護者の同意を必要とする

第2項 入会と退会

1. 随時入退会することができる

第10条 会費・保険・諸費用

第1項 会費

1. 入会金 1,000 円
2. 年会費(4月～3月)
 - ・大人 12,000 円
 - ・大学・専門学生 10,000 円
 - ・子供(高校生まで)6,000 円

※年度途中入会は月割りで計算し、入会月～3月までの会費を支払う

※年度途中の退会は会費の返還はしない

- ・スタッフでの入会は年会費を免除する

第2項 保険

1. 踊り子はチーム指定のスポーツ保険に必ず加入する(スタッフは任意)
2. 期間は4月～3月までとする
3. 本チームの活動中のけがや事故等における保険はその保険の示すところとする

第3項 諸費用

1. 衣装、出演料、交通費などの費用は原則個人負担とする

第11条 会計

第1項 範囲

1. 会計の任命を受けたものが本会の入出金のすべてを管理する

第2項 期間

1. 4月～3月とし、年度末に会計監査後、会計報告をする

第3項 会計監査

1. 会計は、出納帳と領収書またはそれに準ずるもの等を用意し、年度末に監査を受ける
2. 監査委員(代表)は随時会計に対し会計報告を要求することができる

第12条 改正

この規約は構成員の過半数の同意をもって改正することができる

第13条 設立年月日

本会の設立年月日は平成27年2月28日とする

第14条 規約施行日

本規約は2015年4月1日より実施する

平成27年4月6日改訂